

平成18年12月22日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内 智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦 泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 緒方正義  
次長兼総務係長 黒川和広  
議事係長 松尾和久  
議事係員 森 正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 |   | 長 | 樋 | 渡 | 啓 | 祐 |
| 副 | 市 | 長 | 古 | 賀 |   | 滋 |
| 副 | 市 | 長 | 大 | 田 | 芳 | 洋 |
| 教 | 育 | 長 | 庭 | 木 | 信 | 昌 |
| 総 | 務 | 部 | 大 | 庭 | 健 | 三 |
| 企 | 画 | 部 | 前 | 田 | 敏 | 美 |
| 福 | 祉 | 保 | 中 | 原 | 正 | 敏 |
| 経 | 済 | 部 | 松 | 尾 | 茂 | 樹 |
| 建 | 設 | 部 | 大 | 石 | 隆 | 淳 |
| 山 | 内 | 支 | 田 | 代 | 裕 | 志 |
| 北 | 方 | 支 | 末 | 次 | 隆 | 裕 |
| 教 | 育 | 部 | 古 | 賀 | 堯 | 示 |
| 水 | 道 | 部 | 伊 | 藤 | 元 | 康 |
| 市 | 民 | 病 | 木 | 寺 | 甚 | 藏 |
| 総 | 務 | 課 | 古 | 賀 | 雅 | 章 |
| 財 | 政 | 課 | 森 |   | 基 | 治 |
| 企 | 画 | 課 | 宮 | 下 | 正 | 博 |
| 選 | 挙 | 管 | 古 | 川 | 正 | 明 |
| 監 | 査 | 委 | 山 | 下 | 眞 | 琴 |
| 農 | 業 | 委 | 森 | 山 | 義 | 秀 |

議 事 日 程 第 8 号

12月22日（金）10時開議

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 第136号議案 | 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決） |
| 日程第 2 | 第137号議案 | 武雄市肉用繁殖牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）              |
| 日程第 3 | 第138号議案 | 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第 4 | 第139号議案 | 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）             |
| 日程第 5 | 第140号議案 | 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第 6 | 第141号議案 | 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）            |
| 日程第 7 | 第142号議案 | 武雄市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）        |
| 日程第 8 | 第143号議案 | 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立について（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）                     |
| 日程第 9 | 第144号議案 | 佐賀県市町総合事務組合の設立について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                        |
| 日程第10 | 第145号議案 | 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                 |
| 日程第11 | 第146号議案 | 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）          |
| 日程第12 | 第147号議案 | 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                     |
| 日程第13 | 第148号議案 | 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）              |

|       |                              |  |
|-------|------------------------------|--|
| 日程第14 | 第149号議案                      | 佐賀県自治会館組合の解散について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）                 |
| 日程第15 | 第150号議案                      | 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分について（総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）          |
| 日程第16 | 第151号議案                      | 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）             |
| 日程第17 | 第152号議案                      | 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第18 | 第153号議案                      | 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第19 | 第154号議案                      | 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第20 | 第155号議案                      | 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）      |
| 日程第21 | 第156号議案                      | 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）     |
| 日程第22 | 第157号議案                      | 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第23 | 第158号議案                      | 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決）       |
| 日程第24 | 第159号議案                      | 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）（福祉生活常任委員長報告・質疑・討論・採決）         |
| 日程第25 | 第160号議案                      | 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）           |
| 日程第26 | 第161号議案                      | 平成18年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）        |
| 日程第27 | 意第5号                         | 違法伐採問題への対応強化を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）         |
| 日程第28 | 意第6号                         | 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決） |
| 日程第29 | 閉会中継続調査申し出について（各委員会調査事件）（議決） |  |

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました意第5号及び意第6号を追加上程いたします。

それでは、付託しておりました各議案の審査終了の報告が各常任委員長から提出されておりますので、日程に従いまして、順次委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1．第136号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

おはようございます。今期定例会において、本委員会に付託されました第136号議案 武雄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について報告をいたします。

本議案は、障害者自立支援法の施行に伴い、条例の改正を行うものとの説明がなされ、質疑もなく、委員全員一致で原案のとおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第136号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第136号議案は総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第136号議案は原案のとおり可決されました。

日程第2．第137号議案 武雄市肉用繁殖牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

おはようございます。平成18年12月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第137号議案 武雄市肉用繁殖牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例であります

が、本事件については、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第137号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第137号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第137号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3．第138号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第4．第139号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び日程第5．第140号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の3件の議案を一括議題といたします。

3件に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。御報告いたします。

本委員会に付託を受けておりました第138号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、第139号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び第140号議案 武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本案につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

なお、審議の際に、なぜ文言を変えなくてはならないのかとか、負担は変わらないのかという意見が出され、審議をしましたが、答弁といたしましては、この条例改正は今年6月の健康保険法等が一部改正されたもので、制度的には現行と何ら違いはないわけでございますが、本来患者の所得に応じてお金のある人たちだけがよい医療を保険外診療として受けられるという事態を避けるために、混合診療は原則禁止をされております。しかし、現在混合診療の例外として設けられていたのが、この特定療養費制度でございます。今回の健康保険法等の改正は、混合診療の例外としてではなく、混合診療を一定の規定のもとで認めていこうということで、今までの特定療養費を廃止して、将来的な保険導入のための評価を行うかど

うかを基準として、新たな枠組みである評価医療と選定医療に再構成し、この二つの類型を合わせて保険外併用療養費という制度が新設されたわけでございます。この制度改正によって、患者の負担がふえてくるものではなく、医療の選択の幅が広がってくるものという説明がございました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第138号議案、第139号議案及び第140号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。今、委員長の方から詳しい審議の中身が報告されましたけれども、私は第138号議案、第139号議案、第140号議案については反対の立場から討論したいと思います。

提案の理由としては、健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整備であります。従来の特例療養費を廃止し、保険給付として保険外療養費を支給するという内容です。混合診療の例外的な措置として実施されてきた特定療養費の文言を、保険外併用療養費に改変することは、保険外診療と保険診療の併用を認める混合診療の本格的な導入、これが法律で制定されたものであります。条例の文言が特定療養費から保険外併用療養費に変わったとしても、ひとり親家庭、乳幼児医療費、重度心身障害者の医療費の助成は従来どおり実施するとなっておりますけれども、じゃあ、どうして例外的措置であった特定療養費を削除する必要があるのか。

さらに、保険外併用療養費は評価療養、医療技術にかかわるもの、高度先進医療、薬価基準が決まる前の承認医薬品の投与に関する事など、選定療養、個室、あるいは差額ベッド、予約診療、時間外診療など、これらは保険給付の対象とすべきであるか否かは、結局厚生労働大臣が定める基準に従うとなっているものであります。

これまでの公的医療保険は、必要な治療はすべて保険、医療は平等ということを原則とし、保険外負担のできる人だけよい医療を受けられることとなる混合診療は、いわば例外的にしか認められてきませんでした。今回の改定は、高度医療技術その他生活療養など拡大する内容であります。これでは治療の格差が命の格差をつくり出してしまいます。混合診療導入の第1のねらいは、新しい技術や新薬が保険適用になることを防ぎ、給付費増大を抑えて、大企業の保険料負担を軽減することにあるのであります。第2には、日米の保険医療業界のビ

ビジネス拡大に道を開くものであります。保険会社、多くは米国系ですけれども、医療費に対する国民の不安をあまりながら、新聞広告やテレビCMなどで自社の医療保険、がん保険への加入を盛んに勧めておりますけれども、混合診療の解禁はアメリカの要求であり、まさにビジネスチャンスであるわけであります。医療はGDPの7%という大マーケットであり、オリックスの宮内会長は10%まで伸ばしてよいと、そういう発言をしております。これは混合診療の拡大は保険医療、保険給付費を縮減し、患者が医療に使うお金、これは10%まで伸ばしていいという内容であります。医療費をふやす、これが今回の改悪の本質だと考えるものであります。以上のことを指摘して、反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。私は今回の第138号議案、第139号議案、第140号議案の一部改正につきまして、賛成の立場から討論をさせてもらいたいと思います。

この議案は、国民皆保険を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくため、政府・与党医療改革協議会による医療制度改革大綱、平成17年12月1日に基づき、安心、信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現という基本体系、基本的考え方の下、構造改革を推進することとし、平成18年度の通常国会に一連の改革として出された医療改革の中のものです。それで、164国会、6月21日に決定したわけです。

その制度の改革の中で、平成18年10月に保険診療と保険外診療との併用についての再構築という中で、この議案が出されてまいりました。その中で、特定療養の対象となっている高度先進医療や選定療養費等についての、先ほどの委員長報告にありましたような形で、我々は制度の改革というものの中で保険外併用療養費を導入という形での議案の審議です。その中で、保険外併用療養費というものは、必ずしも混合診療を全面的に認めたものではなく、患者の所得に応じて高額所得者だけがよい医療がなされるというふうな意見もありましたけど、私はこの医療制度の改革により、医療が幅広くできることが大事だと思い、賛成したいと思います。どうぞ皆様の御賛同をよろしくお願いします。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。第138号議案、第139号議案及び第140号議案は、いずれも御異議がありませんので、起立により採決を行います。

第138号議案、第139号議案及び第140号議案は、いずれも福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第138号議案、第139号議案及び第140号議案は、いずれも原案どおり可決されました。

日程第6．第141号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長  
福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。本委員会に付託を受けておりました第141号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第141号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員  
22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第141号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べたいと思います。

これも一連の医療改悪の具体化でありますけれども、条文の改定は、入院時食事療養費に係る食事療養、これは従来患者負担に変えられているわけでありますけれども、次の「及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」と題名が変更されているわけです。要するに70歳以上の高齢者の入院時にホテルコストを導入しようという内容です。療養病床に入院している患者居住費分として、水道光熱費1日320円、この負担を求めると、食事に関しては従来の食材費だけではなくて、260円の調理費負担、これを求める内容であります。合計加えますと460円にするというものです。負担増は1日水道光熱費を入れまして580円に当たります。2006年9月までは70歳以上で住民税課税者は6人部屋、4人部屋、すなわち多床室に入院している人は食費として食材料費相当分として24千円、1割の負担で40千円、合計1カ月64千円だったわけであります。食費は調理コスト相当を加えて42千円になり、18千円の負担増です。さらに光熱水道相当分として新たに10千円、医療費の1割負担が42千円、合計しますと94千円にもはね上がっております。改定前と改定後には30千円の負担増になるわけであります。

長期療養を必要とする患者が利用する療養病床、これを政府は38万床から6年かけて15万床に減らすという内容です。介護型、医療型合わせて、23万床削る内容です。食費、居住費

を値上げされ、払えない人は退院を迫られる。患者追い出しの促進と病床削減の露払い、そういうねらいで今回の医療改悪がなされております。医療費抑制につなげようというものであります。これでは大量の介護難民、医療難民を生み出してしまいます。これらの改悪は、憲法第25条で定めた「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、この生存権を脅かすものになりかねません。

以上のことを指摘して、第141号議案に対する反対の意見といたします。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決をいたします。

第141号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第141号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7．第142号議案 武雄市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に付託されました第142号議案 武雄市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の審査内容と結果について報告をいたします。

本議案は、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の改正を行うものとの説明がなされ、主な質疑として障害等級が第1級から第8級までであるが、その内容はどうなっているのかとの質疑に対し、障害の大きなものから第1級から第8級まであり、また功労の程度によっても支給額が違うとの説明がなされ、第142号議案は委員全員一致で、原案のとおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第142号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第142号議案は総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第142号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8．第143号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託を受けておりました第143号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立についてでございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

議案審議の際にも質問があっておりましたが、また質問が出されまして、後期高齢者医療保険制度が始まると、国保会計にとってどうなのかというようなことで議論をいたしました。現行の老人保健制度の費用負担は、公費50%、各医療保険から50%を拠出されて運営されております。今度、新しい後期高齢者医療保険制度は、公費が50%と変わりませんが、各医療保険からの拠出が40%に減ります。そして、加入者の保険料が10%加わってくるようになります。そのようなことから、国保会計から見ますと拠出が減りますので、有利になってくるという説明がございました。

また、入院中に75歳になった場合の取り扱いはどうなるのかという意見も出されておりましたので、このことについても議論をいたしまして、内容を確認いたしました。対象者の誕生日が1日の場合は、その月から始まると、2日以降だと翌月から適用になるという説明でございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第143号議案に対する討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第143号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立については反対の立場から討論いたします。

先ほど委員長の報告では、武雄市の国保会計から見れば老人医療費の拠出金、この分が減額されますので、その分野から見れば有利だという説明はありました。問題は、75歳以上の高齢者の立場に立って、じゃあどうなのかと、私はその立場に立って意見を述べていきたいと思います。

平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保、政管健保などから切り離して、後期高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度にするというものであります。運営主体である保険者は、新たにつくられる広域連合で、これは都道府県単位で結成され、すべての市町村がこれに加入する、脱退は許されないという仕組みであります。広域連合は、保険料額の設定など、基本的な運営を行い、市町村は保険料の徴収、納付、あるいは各種届出の受け付けなどの事務を行うとされております。この12月議会では、広域連合の規約の議決が求められており、あわせて一般関係補正予算では今議会に3,046千円が計上され、執行部の説明によりますと、平成19年度は、これが29,000千円の負担になるという答弁がありました。

新制度の最大の問題は、後期高齢者の医療給付費がふえれば、後期高齢者の保険料の値上げにつながるという仕組みになっているという点であります。さらに、医療費の伸びのぐあいによっては、2年ごとにこれを改定するという内容です。そのことが受診抑制につながることにとなり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されるというものであります。

次に、保険料は家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が保険料を年金額15千円、年間180千円以上の人は年金から天引きされるという仕組みであります。保険料は都道府県ごとに異なるものの、今示されている資料によりますと、全国平均額は年間60千円と予測されております。厚生年金2,080千円以上の人は、月6,200円、年間74千円の負担であります。激変緩和の軽減措置抜きだと平均額は72千円程度と見込まれております。多くの高齢者が介護保険料と合わせて毎月額10千円が天引きされることになるわけであります。

保険料の滞納者には国保と同じく短期の保険証、資格証明書が発行されるという内容に変えられました。従来、後期高齢者、さらに障害者や被爆者については、短期保険証や資格証明書を発行してはならないという決まりがあったわけですが、これも改悪されました。診療報酬も定額制にし、後期高齢者が受けられる医療にも制限を設ける方向で検討されております。この新制度のもとでは、後期高齢者の医療費がふえるたびに、保険料の値上げか、あるいは医療内容の切り下げか、どちらをとっても痛みしか選択できない、後期高齢者がこの選択を迫られるという内容であります。このような医療費制度の後退、改悪は、先ほど言いました、本当に高齢者の命、健康、これを脅かす内容だと指摘せざるを得ません。

以上のことを申し述べて、反対の意見といたします。

議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

9番（山口良広君）〔登壇〕

第143号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合の設立について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

新たな高齢者医療制度の創設ということが、平成20年4月になっております。そんな中で、75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態を踏まえて、平成20年度に独立した医療制度を創設するというようになっております。現在、75歳以上の後期高齢者は約1,300万人、それににかかる医療費は11兆4,000億円と、1人当たり876千円という高額なる医療費がかかるのです。この分を広域連合の中でやろうというのが今度の制度改革です。その運営については、保険料徴収は市町村が行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が実施する。広域連合の財政リスクの軽減については、国、都道府県が共同して責任を果たす仕組みとなっております。

以上のことから、私は賛成討論をしたいと思っております。どうぞ皆様の御賛同をよろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第143号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第143号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9．第144号議案 佐賀県市町総合事務組合の設立についてを議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に付託されました第144号議案 佐賀県市町総合事務組合の設立についての審査内容と結果について報告をいたします。

本議案は、佐賀県町村会及び佐賀県町村議会議長会にそれぞれ事務所を置く六つの一部事務組合の事務について、複合的に事務処理を行うため、新たな一部事務組合を設立するものとの説明がなされ、質疑として、六つの組合が統合することで経費の削減はできるのか、また、事務に混乱が生じないかとの質疑に対し、現在も事務的には共同で行っている部分もあるので、年間1,000千円弱ぐらいの節減はできる。また、混乱が生じないように、各事務ごとに特別会計をつくるという説明がなされ、さらなる説明として、佐賀県市町村職員退職手当組合に加入するには多額の加入金が必要なので加入していないとの説明を受け、慎重審査の結果、第144号議案は委員全員一致で原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいた

しました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第144号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第144号議案は総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第144号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10．第145号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散について及び日程第11．第146号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

2件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に付託されました第145号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散についてと、第146号議案 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についての審査内容と結果について報告をいたします。

本議案は六つの事務組合を統合し、複合的事務組合化を図るため、佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合の解散と、それに伴う財産処分に関するものとの説明を受け、質疑もなく委員全員一致で原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第145号議案及び第146号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第145号議案及び第146号議案は、いずれも総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第145号議案及び第146号議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第12．第147号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散について及び日程第13．第148号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

2件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長  
総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に付託されました第147号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散についてと、第148号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についての審査内容と結果について報告をいたします。

本議案は、六つの事務組合を統合し、複合的事務組合化を図るため、佐賀県市町村交通災害共済組合の解散と、それに伴う財産処分に関するものとの説明を受け、質疑もなく委員全員一致で原案のとおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第147号議案及び第148号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第147号議案及び第148号議案は、いずれも総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第147号議案及び第148号議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

日程第14．第149号議案 佐賀県自治会館組合の解散について及び日程第15．第150号議案 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

2件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長  
総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において本委員会に付託されました第149号議案 佐賀県自治会館組合の解散についてと、第150号議案 佐賀県自治会館組合の解散に伴う財産処分についての審査内容と結果について報告をいたします。

本議案も、六つの事務組合を統合し、複合的事務組合化を図るため、佐賀県自治会館組合の解散と、それに伴う財産処分に関するものとの説明を受け、質疑もなく委員全員一致で原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第149号議案及び第150号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第149号議案及び第150号議案は総務文教常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第149号議案及び第150号議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第16．第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長の報告を求めます。川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今期定例会において、本委員会に分割付託されました第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）について、審査内容と結果について報告をいたします。

歳出の主なものとして、10款・教育費、1項2目の委託料については、地方公務員法により処分を受けた職員が県の人事委員会に不服申し立てを行い、受理されたことにより、それを受けて市も不服申し立て審理事務を県人事委員会に委託するものとの説明を受け、主な質疑としては、発覚した時点でなぜ刑事告発をしなかったかとの質疑に対し、教育委員会として検討した結果、処分としては一番重い懲戒免職処分に決定したとの説明を受け、また、この処分は正しかったかと質疑に対し、地方公務員法に照らして処分したとの答弁がなされ、さらなる質疑として、仮に人事委員会から処分が正しくなかったとの判定が下されればどうするのかとの質疑に対し、処分については正しいと確信をしているので、今後の経過を見て対応していくとの答弁がなされ、第151号議案は賛成多数で原案のとおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

総務文教常任委員長に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、委員長からある程度詳しく話していただいたわけですが、私、本会議の質疑の中で、教育総務費ですか、委託料345千円、さらには今後予定される裁判費用などはだれが支払うのか、こういう質疑をしていたわけですね。つまり、なぜこういうことに市民の血税から払わなければならないかということなんですよね。市民には責任はないと思うんですね。市民に責任はないのに、こうも安易に出されるのはなぜかというのが、この前の質問でございますし、支払い責任はどこにあるのかということで質問いたしておりましたけれども、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

また、今回の処分はこうやって申立人が出てくるということは、本当に執行部の不手際と申しますか、落ち度がなかったのかと、あったとやなかかと、姑息な手段でなく毅然たる態度、こういうことで申立人に臨んでいけば不服申請はなかったんじゃないだろうか、こういうことを思うんですね。そうなれば、こういう金というのは、むだな出費になるので、こういうのは防げたのではないかということですね。

あるいは、懲戒解雇の処分は本当に気になるんですよね。あのときは単純に質疑をしたんですけど、その後、だんだん、あのとき言ったのは、司法のですか、そういう場の決着を見たがよかったとじゃなかかという質問しましたね。それから1週間ですか、たちますけど、だんだんだんだん不安になってきて、今思うことは、本当に懲戒解雇処分間違いなかったかと、申立人は保管していたと言っている。一部の手落ちあったかわからんけど、保管していたと言っていると。しかし、執行部としては毅然たる態度で、いや、着服したんだと、こう言われておりますので、その根拠なんかですね、委員会で審議されていたらお伺いしたいと思います。

それから、ここで言う話じゃないかもしれませんが、悪魔の証明とよく言うんですね、悪魔の証明。これ、やっぱり我々議員としては考えとかにやいかんと思うんですね。つまり、犯罪を犯したことは立証しやすいんですね。しかし、犯罪していない、私はやっていないというのはなかなか難しいんですね。あんたしたろうもん、取ったとやろうもんと言われれば、取っていない証拠というのはないわけですから、よくあるのが痴漢行為ですかね、だから、私やっていないんですよと盛んに言われる。警察はやっただろうと言う。後の辺はいつの間にか認めて、冤罪がよく問題になる。これがしていないという証拠はなかなか言えないんですね。だから、やったという立証を重ねていかなければいけないというのは、もうこれ常識ですね。

だから、このことについても、この前の説明の中では申立人は保管していたという不服を出しとっですね。しかし、執行部は何て言いよっか、着服しとったやっかと、だから、それ

の確たる証拠を、ぜひ私たちも教えてほしかとですよ。こがんことで、ちゃんとうちは処分したとばいと、そしたら、ああ、そうやったかと納得しますけど、そういうことについて質疑されていたらお伺いしたいというのが、この前の質疑ですので、重ねてお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

では、お答えいたします。

委員会でいろいろ質疑がございましたが、今回の委託料というのは、先ほど報告いたしましたように、処分を受けた職員が県の人事委員会に不服申し立てを行って、それが受理されたことによって発生した委託料ということでございますので、この分はいたし方ないという判断でございます。

次が、不手際ということでございますが、仮に市の方が刑事告発をしたとしても、処分を受けたその職員は懲戒処分に対して不服の申し立てというのはできるそうでございます。そういうことを考えますと、手続上の問題というのではないのではないかという判断でございます。

それと、処分についての根拠やったですかね。根拠というのは、これも先ほど申しましたように、刑事告発はしておりませんので、処分として一番重い懲戒免職処分にしたと、その内容的にも結局横領というような形になりますので、そういう重い処分をしたということでございます。

それから、いろいろ経緯でございますが、新聞報道によりますと、6,780千円の着服ということになっております。2,070千円というのは、何か不正流用ということで、長期間通帳の方に入れてなかったと、そして、1,600千円は平成18年の2月28日に通帳から引き出され、3月15日にまた入金をされていると、そういったことで、最終的に3,100千円が不足分ということで、これは3月22日に返済をされたということでございます。本人もそういうことは認めている、その時点は本人も認めていたということでございます。そういう説明を受けました。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

出さなければならぬ、今の時点の事由はわかるんですよ。当然、人事委員会にしているわけですからね。しかし、その一步先を詰めて私言っているのは、じゃあ、それは市民の責任かにゃと、単にですね、違うやろうもんと、切った人が一部の落ち度もなかったときは、相手から取れるわけでしょう。

〔総務文教常任委員長「そうですね、はい」〕

もしこっちが悪かったときは、それは切ったものの責任はありますよね。だから、市民は関係なかとやないかと、だから、こういう金を出すときには十二分に、これ今立てかえておりますけれども、あとは示談によって払うんですと、そういうのはあってしかるべきと思うんですよ。それを前、質疑したんですけれども、答弁なかった。それいいですね。まあ、いいですよ。しかし、だから、それに抗する、我々はそうだなという根拠は本当にああとかと、証拠はあつとかという不安があるわけですよ。今、はからずも最後に、委員長はそのときは認めていたと、そのときは認めていたけれど、ちょっと濁されたんですけど、今は認めてないから不服申請でしょうね。その不服申請の中身をこの前、教育部長から言ってもらった中では、結局、申立人が言うには、一部の保管が悪かったかわからんばってん、着服しとらんばいと、こういう言い方しよるわけでしょう。しかし、ちゃんと詰めて着服やないか、証拠はこことここに使つとるやないかとあれば、相手も簡単には、恥かくのに申し立てしないとと思うんですよ。

だから、ちょっとうがった見方をすると、そうやなかったとやなかか、先ほど申し上げたように、悪魔の証明で、結局は取つとらんと言えと、取つとらん証明はでけん、後のにきは、ええくそ、やぐらしさという痴漢行為と一緒に、冤罪やなかったか、そういう心配をするわけですね。だから、そこは我々きちんとして出さなければ、どうしても市民に責任があつて出さなければ、そりゃ何千万でも血税から出さにかい。今後もしものことがあつたら、じゃあ、だれがどこに払わんばいかんとかと、市民は知らされてないわけですね。議会ももちろん知りません。私もこの前まで知りませんでした。出たとき初めて、あら、そがんことやと、そいぎ、そりゃ刑事告訴なしんさらんやつたろうかという話で始まって、刑事告訴してみても、そしてもしそれが、いやあ、こりゃもう該当せんばいとになったときは、懲戒免職いつとらんかわからん。だから、そういう手だてを踏まんばいかんやつたとやなかかということは一貫して……（「それはもう討論の範囲に入つとる」と呼ぶ者あり）討論よかですよ。だから、そういうこと質疑したんですよ。だから、今横からいろいろ言いよばつてんね、私が心配なのは、武雄市議会が本当の論議をしないから不思議なんですよ。

先ほど、言うつもりはございませんけれども、例えば第141号議案ですか、委員長は報告、川原委員長はよくされとるんですよ、審議はこうだったよと。しかし、先ほど第141号議案、だれ、どこの委員長かわかりませんけれども、慎重審議した結果こうだと言われたですね。反対討論がありました。賛成討論がないままですよ、ないまま気をつけですよ。私は（「議長」と呼ぶ者あり）聞かんですか。議事進行のうちですよ。議事進行、黙つとかんですか。襟を正すための話をしよつてしょうが。聞いてから反論してよかじゃなかですか。（「そういう場じゃないでしょう」と呼ぶ者あり）議論の場でしょう。黙つとかんですか。

議長（杉原豊喜君）

29番、ちょっと委員長に対する質問を続けてください。

29番（黒岩幸生君）（続）

だから、そういうことですので、委員長に詳しい説明を求めよ。もし委員長、詳しい説明がなかったときは、論議されていないじゃなくて、今後は、例えば、休憩しても執行部が答えるとか、そういうふうにしてやっぱりお互いが納得して討論がなるだけ少ないようにしましょうや。だから、それまでの審議ならそれまでの審議で結構です。そういう意味で聞いておりますので。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

とにかく、先ほど報告をいたしましたとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

関連的になりますけれども、例の委託料の件です。

前回の説明の中では、不服申し立て審理事項の委託は345千円出ています。今その件については審議されていますし、質疑ありましたけれども、それとは別に、実は決算審査特別委員会の中で、一応決算審査特別委員会終わった後に教育部長の方から、弁護士に対する着手金の支払いについてちょっと申されたですよ。基本的には武雄市も顧問弁護士、当然いらっしゃると思いますけれども、今回こういう中では双方多分弁護士を立てられるんじゃないかと思うんですけれども、今回、委託料については345千円計上されていますが、先ほど教育部長が先日説明された中での着手料との関係で、弁護士の扱い等について審議なり討論がされたのかについてお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

この弁護士に対する費用という部分では、今回委員会では審議をいたしておりません。説明も委員会ではございませんでしたので、審議をいたしておりません。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

確かに委員会審議をされていないけれども、慎重審議されましたということですが、さっき申しておりました教育部長が説明をされた中で、着手金を支払うためにちょっと予算

を組みたいという、たしかあったんじゃないかなという気がしたものですから、その間、気になっていましたので、そういうお話はされたかなという確認でしたけれども、そういう専属弁護士を扱うというのは、ちょっと常識ではあり得んと思って聞いたんですけれども、審議されてないんですね。

それも質問して、一応委員長としての判断、改めてお願いします。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

今回、その事務の委託料という形での説明でございましたので、その弁護士という話までは、まだ委員会では出てきておりませんでした。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑。21番吉原議員

21番（吉原武藤君）〔登壇〕

1点ほどお尋ねをしたいと思います。

9款1項3目15節の消防団詰所の農村集落排水事業の接続工事費1,240千円でございますけれども、この分については、新市になって前町との関係があると思います。そのようなことで、これまで武雄市は改築でも何でも300千円しか出してなかったわけですね。もうすぐ来年度は武内が格納庫をつくるというようなことで300千円の予算ではどうにもならないというようなことで陳情を受けております。そのようなことで、これは3カ所と聞いております。そしたら、400千円ぐらいなるわけですね、1カ所。確かにトイレつくる、衛生的にも環境的にも大変農村集落排水事業ですから、いい事業ではありますけれども、あとの整合性についてどのような審議をなされたのか。

今現在、トイレないところもあるわけですね。どこかを間借りしてトイレしているところもあるわけでございますけれども、これから先、どのような対応をなされるのかというのが審議対象になったのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

お答えいたします。

旧武雄市は詰所は対象外だったということでございます。それで、山内町はどちらも対象に今までなっていたということで、確かに整合性はございません。それで、答弁といたしまして、今後新しくまた規約等をやり直して、そして公平になるような形ですということまで答弁を受けました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

21番吉原議員

21番（吉原武藤君）〔登壇〕

そしたら、これから調整をしていくということでございますけれども、今回は全額ということですね、要するに加入する接続費用を全額。そしたら、これからは仮に合併処理浄化槽をつくったとしたら500千円とか600千円とかかかるわけですね。そのようなときは、やっぱり100%つけるという、そういう方向性で執行部の説明はあったわけですか。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

そこまでは、まだ説明はございません。ただ、先ほど申しましたように、とにかく公平になるような形で今後やっていくということでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

ちょっと話が戻るわけではありますが、黒岩議員の質問に関連をして、私も一つ質問をしておきたいと思います。

質疑でありますので、具体的な内容については深く入れないわけではありますが、基本的にこの問題については、職務の規律の問題だというふうに思うわけですよ、私は。そういう面では、これから自治能力というのは大変厳しく求められてくるところでありますので、1点だけ関係してお聞きをしたいのは、処分について、当人については懲戒免職という処分をされたということではありますが、いわゆる管理能力、管理責任という関係で、ほかの管理に関しての処分というのはどういう形であったのか、それについては報告を受けておりましたらお聞きをしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

直属の上司の教育課長だと思いますが、1カ月間10%の減給ということで処分は受けているということでございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

委員長の報告を聞いていてちょっと感じたことと、いわゆる質疑があっただけの中で感じた

ことの中で、ちょっともう1点、私もお尋ねしたいことあるんですけど、例えば、いわゆる補助基準ておかしいですけども、先ほど21番吉原議員の質問の中でありましたような、そういったような予算上の、例えば、今まで仮に500千円あったのが600千円になったとか、そういういわゆる政策の変更という感じなんですよ、実際聞いていると。

そうすると、あとの合併浄化槽の問題とかいろいろ関係して、山内町ではこうだったという表現されましたけれども、あなたは山内町の委員長じゃないわけですから、そういう全体的に考えて、それは論議をされたかどうかについての委員長に対する質疑ですから、それはもうあなたの答弁の仕方が間違っているということじゃないんですよ。それはそれで十分論議してあると思いますけれども、執行部側の説明ではそういう前向きな話があったとなれば、予算として提出する段階で、そのことについて前向きな、例えば、こういうことで今度は少しふやしてしますとか、委員長からあってしかるべきだと思うんですけども、そこら辺の説明が十分に執行部からなされたかどうかを、審議の中でどう論議をされたか、していなければしていないで結構ですよ。その点についてお聞かせをいただきたいと思います。その点だけです。

委員会の中で審議を行われたかどうかのことについて、審議の行われた内容について、そこまで審議していなかったというのは、委員会の見識を問われるかわかりませんし、委員長としての問題も出てくるかわかりません。しかし、今、報告のあった分については、私はそれはそれでいいんですけども、その件についてだけお答えいただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）

この問題は、もともと合併協議会の中でありまして、合併後にいろいろな調整をするというような項目があったそうでございます。そういうことで、まだ今のところ公平になるようには確かになっておりませんが、今後そういう形はとるというようなことではございました。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

要するに今後についてはそういうふうな形で、先ほど21番議員からおたくの委員会論議の中で、執行部がそういう答弁があったとなると、非常に前向きに判断をすれば、今後の問題に期待が持てるということになりますから、そういう論議をした上で委員会としては通したということでは理解をしてよろしいですね。

議長（杉原豊喜君）

川原総務文教常任委員長

総務文教常任委員長（川原千秋君）〔登壇〕

前向きと、財政面もございませぬので、どこまでできるかというのは、それはわかりませんが、一応1市2町の部分は公平になるようにということが説明の中であったということでございませぬ。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめませぬ。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めませぬ。山崎産業経済常任委員長  
産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたしませぬ。

本市議会定例会において、本委員会に分割付託されませぬ第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）でございませぬ。

本件については、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えなぬものと決定いたしませぬした。

その中で、歳出の項目で第7款・商工費、1項・商工費、3目・観光費の中で、看板撤去についていろんな意見が出ませぬした。その中で、まず4カ所の位置はどこか。そして、審議のときにもありませぬしたように、基礎はどうするのかがということでした。そこで、4カ所というのは踊瀬に1カ所、東川登の河川の堤防に1カ所、それに六田橋のところにも1カ所と本部のところの1カ所でございませぬした。その中で、市有地である踊瀬の看板のところだけは、基礎はそのまま残すということで、ほかの3カ所についてはすべて撤去するということでございませぬした。

また、今後その看板を撤去した後にどうするのかがという、そういう意見も出ませぬしたけど、本会議の審議のときにも出ませぬしたように、今後は平成19年から平成20年にかけてサイン計画及び表示板設置というようなかで審議をしていただき、その後にもその看板を設置するか、どういふものにするかという答弁でございませぬした。ただし、今あるようなか大きな看板は設置しなぬという答弁でありませぬした。

それと、市外にも今のような大きな看板が約5本ほどありますけれども、今後順次危なくなつた場合から取り除いていくという答弁でした。

以上、御報告いたしませぬ。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたしませぬ。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほどの看板の件について、一応私が質疑した分に審議をされて、それに対しては感謝を申し上げます。ただ、ちょっと思うのは、基礎は外す、そして小さい看板にするという方針がある一方で、景観条例も含めたサイン計画に従ってするということ、最初からそういう方針がわかっているなら、形式的にとれるそういう景観条例とか、そういうサイン計画とい

うのは、何か後づけみたいに聞こえるわけなんですよ。だから、私が基礎をどうのこうのというのは、はっきりした方針が、まずは私は最初に倒すときに、次の計画があって倒しているんだろうと思っているわけですよ。今、危険で台風で倒れているわけじゃないからですね。だから、考えがあってだろうと。いや、考えがないと、そしたら基礎を先に取ってしまったら、後でつくるとき大変ですよと、だから、はっきりした方針のもとにやらないと、予算の手戻りになる可能性がありますよということを言っているわけなんですよ。

そこで、方針がそっちの方ではっきりしなくちゃいけない、こっちはもう方針を持っているというところで、その辺についての疑問とかなんとかを呈されなかったのかなというのを、まずお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

その方向が決まっていらないんじゃないかと、方向は市長が申したように、大きな看板というのはもう今後は必要ないんじゃないかというようなことで、特にこの景観条例、何ですかね、委員会とかつくってするというのが、今度の市長の提案でございました。

ただ、委員からは、今後看板等を設置するときには、市民、観光客の目線に立った計画を取り入れていただいて、今後武雄市の観光PRをしたらいいんじゃないかという意見も出ました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本委員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私はこの間、部長の方から1カ所は基礎を取るけど、あとは取らないという話だったから、市有地の1カ所取って、基礎のあとは予算を組んでいないというふうに言われたと思うんですね、私、耳が悪くなかったらですね。だから、ああ、あとの市の分は撤去予算はないということだからそのまましてあるのかなというふうに思ったんですけども、それは違ったということなんですかね。

それともう一つは、観光大使の名刺作成の件です。私は最初、議案の事前説明のときには、大使に委嘱して、こうこうこうとお話をして、配ってもらったりするような話を聞いたんですけども、審議の前の途中では名刺の裏に3カ国語で何か写真入りでということだったんですけども、その辺がよく、このくらいの名刺に3カ国語も入れて、何カ所も案内ができるのかなというふうな疑問を持ったわけなんですよ。だから、その辺の名刺の内容というですかね、それで、その費用が名前を書く方は自分でして、後ろをしてくれるのか、裏に印刷したやつをもらって、自分で名前の方を後で印刷するのか、その辺が全然イメージがわか

ないんですよね。だから、その辺についてどのようなお話があったかを聞きたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

基礎の件は、さっき私が報告したとおりでございます。よろしいでしょうか。

それと、今、名刺、観光宣伝用の名刺でございますけれども、パスポート業務を受けなうことで、いろんなパスポートを受け取りに来る市民の皆様に対して、武雄市のPRになるような名刺をつくって、1人頭10枚程度を渡して、海外へのPRをお願いするということでございます。よろしいでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に分割付託を受けておりました第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

議論の内容を説明いたしますと、歳出の3款・民生費、2項3目19節・私立保育所運営費負担金29,352千円の補正について、議案審議の際にも質疑が出されておりましたが、明確な答弁があっておりませんでしたので、再度議論をいたしました。

この歳出の補正の主な要因といたしましては、当初見込みより3歳児未満児の増加、さらに所得階層の上位階層の入園が多くなり、保育料の徴収が大幅にふえたため、歳出に示してありますように、支弁額の増加に対して国県の負担金が減額になったものという説明がございました。

また、4款・衛生費、2項4目・リサイクルセンター費の11節・需用費の修繕費が970千円上がっておりましたが、この内容としてはベルトコンベアーの修繕費というようなことでございますが、操業してからまだ5年しかたっていないのに、そういうふうに修繕をせにゃいかんのかというような意見が出ておりましたが、これはベルトコンベアーがどうしてもガラス瓶とかの割れた破片がベルトコンベアーに刺さったりして、部分的にほげたりとかはくれたりとか、そういうような部分の修繕という、部分的な修繕ですね、ベルトコンベアーを全部、ベルト全体をかえるとかなり高額になるというふうなことで、部分的な修繕でございます。

また、ペットボトルに対してまして、ドラムのところのちょうどいつも触れるようなところが非常に傷みがひどいというようなことで、修繕をしたいということでございます。

また、ほかに採決のときにも反対意見が出たんですが、これは後期高齢者医療費広域連合負担金が歳出で3,000千円計上されているというようなことで反対意見が出ましたけれども、これに対しましては、第143号議案の中でも説明があったとおりでございます、これは広域連合設立のための当市の負担でございますので、いたし方ない予算でございます。

そういうことで報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。平成18年12月武雄市議会定例会において、本委員会に分割付託されました第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第5回）でございます。

歳入、第12款1項2目・土木費分担金、第20款6項4目5節・雑入、歳出の第8款・土木費でございます。本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

その内容でございますが、12款1項2目の土木費分担金の2,000千円の減額補正でございますけど、急傾斜地崩壊対策事業地元分担金でございます。これは、高橋地区でありまして、合併前に計画なされて、合併したことによって協議会の中で分担金というものが発生するというので、分担金の要るごたあぎんた、もうせんでいっちょこうというようなことで中止になったということでありまして。

8款5項1目の大野住宅の修繕費でございますけど、これは町の職人さん制度の対象になるのかというようなことで質問がありました。対象になるということでございます。

その中で、住宅建設に対する意見としまして、今後住宅の建てかえなども発生すると思われるが、必要性とか重要性等々をかんがみ、そして10年後、20年後を視野に入れて、堅実に計画を立てた上での取り組みが必要であり、安易な取り組みは慎むべきではないかという意見が出されております。

5番議員の質問にありました8款2項8目ですね、過疎対策事業費、これ北方中央線新設工事でございますけど、この事業、旧北方町では町おこしの第一歩として、そして34号線バイパスを見据えた上で、武雄バイパスとの接続を視野に入れ、さらには東部開発との関連性等をかんがみて、平成16年度から18年度をめどに事業化されたもので、中村電気から南へ100メートルぐらいのあたりから北方小学校までの距離で、延長にして649メートルでありま

す。残り約1キロないくらいですかね、武雄バイパスの接続点といいますか、長崎自動車道の下付近まで、用地買収はもう済んでいるということであります。34号線バイパス構想にはうってつけの材料になるのは間違いないものと思われま

す。現地を見てきましたところ、現在95%の進捗状況というところですかね。あと、路面舗装をすれば完成というくらいです。用途地域とか農振とか、そういう手続はまだされていないということですね。そういう用途区域の変更などを含めて、早急に検討することが肝要かと思われま

す。以上、報告です。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

改めて第151号議案に対する質疑をとどめます。

第151号議案に対する討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私は、本案に対し、反対討論を行います。

具体的には教育総務費の委託費の345千円についてでございます。

この費用は、さきの職員懲戒解雇事件に起因するものであります。また、質疑の中でも明らかかなように、市の執行部がきちんとした適切な判断をすれば、不必要な出費は避けられたものと思ひますし、懲戒解雇という重大事件に対して、余りにも甘い執行部の判断や行動のために、市民の血税を投入するのは見過ごせないからであります。

反対に、申立人が委員会に持ち込んだ事件が不当なものであり、執行部としても一分の落ち度もないとすれば、委託費の345千円や今後想定される裁判費用などは当然申立人の負担となるはずで

す。いずれにしても、市民の血税の投入など市民へ負担転嫁させるのには断固反対するものであります。このような費用はだれが負担しなければならないのか、だれの責任なのか、出費責任の所在をもっと説明し、明らかにすべきだと思ひます。

いやしくも一人一人懲戒解雇するのですから、十二分に時間をかけ、慎重な調査が必要であることは論をまちません。本人の証言、状況証拠、裏づけとなる証拠、犯罪に至る動機なども十分調査研究し、さらには本人に完全に罪状を認めさせた後に行わなければならないことは常識だと思ひます。今回の解雇は、本当に妥当だったのでしょうか。覆ることがないのでしょうか。もし万一のことがあれば、執行部には避けられない重い責任がのしかかってきま

す。

事件は今後の展開にゆだねられますが、今回の私のこの心配が思い過ごし、取り越し苦労、杞憂にすぎないことを念じつつも、今回の安易な血税投入姿勢に対し反対し、討論を終わります。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

賛成討論をさせていただきます。

ただいま反対討論ということで、黒岩議員の方からその内容についてお話を承りました。教育総務費の中の人事委員会の委託料の部分が出されております。意見を伺ってみますと、なるほど、そのとおりだというふうに、私も十分伺えるわけでありまして。といいますのも、行政というのは、御承知のとおり地方自治体というのは税金を基本に成り立っております。したがって、その税金をどのように使うのかというのは、常に市民に説明をできるものでなければならぬというふうに思うわけでありまして。そのために私ども議会も最大限の努力をいたしておるところであります。

今回、委託料が出されております。県の人事委員会に対して教育委員会が下した処分に対して不服があるということで、その不服申し立てをされているわけでありまして。したがって、この支出については、私は行政の行為として当然の行為として支出の分はできるのじゃないかというふうに思うわけでありまして。問題は、この事態に至った経過、その部分を黒岩議員は鋭く指摘をされているわけでありまして。しかし、懲戒免職という以上は、その部分の手續というのは当然なされていなければならないというふうに思うわけでありまして、その分はさきの総務委員長の質疑の答弁にあったとおり、十分なされているんじゃないかというふうに思うわけでありまして。

私も議案質疑、質問をいたしました。いわゆる当人の責任だけではなくて、それを指導してきた行政の責任、管理責任といっても、やはり大きなものがあるだろうということで質問させていただきました。答弁では、教育課長の10%の給料カットという処分を下されているようであります。しかし、これについてはやはりそういう事態を放置してきた行政の責任、全体の機構の問題も含めて、大きくあるだろうというふうに思うわけでありまして。

今後、この事件を二度と起こさないように、私はこれからの教訓として行政は、そして市長部局、そして教育委員会部局は厳に肝に銘じていただきたいというふうに思います。そういう意味で、これからの新武雄市の行政では、こういうことを二度と起こさないようにぜひお願いをしたいと思っておりますし、また、そういうことが起きれば、市長含めて教育長、教育委員長含めまして、重大な責任を負うということをここで私は申し上げておきたいというふうに思うところであります。

今回について、十分な審議を私は議会ではしておるといふふうに判断をしております。そういう面で、今回の一般会計補正予算については賛成をさせていただきたいと思います。議員諸君の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第151号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算について、反対の討論を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ340,581千円を追加し、総額19,285,008千円となっています。補正予算のうち、補正額のうち市民生活に直結する予算も計上されているところであり、特に障害者自立支援法に基づいて負担増となっていた通所施設利用への負担軽減が予算化され、関係者に喜ばれているところでもあります。

御承知のように、ことし6月14日、国会で成立いたしました医療制度改革法が国会で与党賛成による可決成立をいたしました。これを受けて、佐賀県内全市町で設立を予定されております佐賀県後期高齢者医療広域連合への市の負担3,046千円が計上されております。これにつきましては、さきの第143号議案について、同僚平野議員の反対討論で趣旨を述べたとおりであります。私は、この本補正予算の反対討論の趣旨を述べるのを割愛し、第143号議案と重なりますので省略をいたします。よって、本補正予算の反対討論といたす次第であります。

議長（杉原豊喜君）

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第151号議案に対して、反対の立場で討論させていただきます。弁明ということになりますかもしれませんが、反対討論の後になぜ反対討論かということになります。そこで、私が先ほど聞きました看板の撤去の件です。

今言われよる、がばい景観に対するアンケート調査が、こんなに立派なものをつくって、皆さんに意見をとられようとしております。また、サイン計画をつくる予定であります。そうして市民ニーズをとらえて観光看板のあり方、今後のあり方を決めようとしている今、時期にあります。そしてまた、サイン計画についても、旧武雄市の中にもサイン計画はありました。それに基づいて今の看板は立っております。だから、今のこの看板を急に撤去するという根本的な全市民的な理由はないと思うわけです。

だから、皆さんに今後どうしますかと聞きながら、片方ではもうこっちは撤去するばいということであるならば、もう今度の景観条例の制定やサイン計画に対してみずから否定して

いることになるんじゃないかなと、だから、私はこのお願いをしながら、もう既に腹は決まっていると、そしてもう撤去するのはどんどん次の計画を決めずに撤去すると、これを私が認めるということは、次の計画に対して軽んじてるというふうに自分自身思うので、これを反対の意見とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第151号議案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第151号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17．第152号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長

福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託を受けておりました第152号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第152号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第152号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第152号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18．第153号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長  
福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕  
御報告いたします。

本委員会に付託を受けておりました第153号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第153号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第153号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第153号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19、第154号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長  
建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本定例会において、本委員会に付託されました第154号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告でございます。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第154号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第154号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第154号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20．第155号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

本定例会におきまして、本委員会に付託されました第155号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第155号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第155号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第155号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21．第156号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

御報告をいたします。

本委員会に付託されました第156号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第156号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第156号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第156号議案は原案のとおり可決されました。

日程第22．第157号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

それでは、御報告いたします。

平成18年12月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第157号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）でございます。

今回の補正は、現在観光協会所有の物産館の一部を借りて業務を行っているサテライト武雄の移転に関するものでございます。

現在のサテライトにおきましては、物産館と共用でやっている半面、今年度競輪の発売日が年間約300日近くになっております。そういうことで、現在物産館においても物産館のお客がふえ、観光客と競輪客の間で駐車場のスペースの不足により、交通事故などのトラブルがあるということで、今回移転が計画されているものでございます。

ここで、移転先の施設の概要について少し御説明いたします。

現在、物産館にある道の南東方向に、現在物産館が駐車場として借りられている約1,700平米の土地に、そのサテライト武雄を移転することでございます。そこで、現在は物産館の一部を拝借しての面積は114平米、事務所兼窓口がですね。それが、今回物産館に建設をしていただき、そこに106平米の事務所兼売り場の窓口をつくるということです。駐車場にしても、現在物産館のところでは約23台分が競輪のスペースということで、その新しいところに行きますと、約50台という倍近くの駐車スペースができるということでございます。

今回の移転に当たって、委員会で意見が出ましたのは、武雄市でこれを設立できないか、自分で設備をするべきではないかという意見も出ました。その中で、執行部としましては、今回は移転であり、新設の場合は日本自転車振興会等の補助金の対象にはなるということで、今回は移転ということで、その該当に当たらず、すべて市で負担するということは、

投資額が多額であることから無理との答弁でありました。

また、その移転場所についてですけれども、これから懸念される問題として、競輪関係のごみの散乱などが考えられるため、やはり隣接地、特に周辺対策を講じる等の申し入れをし、また、現状での問題のトラブル解消、売り上げの向上など、メリットを考慮して可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。20番松尾議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

今、委員長からごみ問題もちょっと御報告ございましたけれども、サテライト移転に伴うごみ問題の審議内容を、もっと詳しくお尋ねをしていきたいと思っております。

実は、今ちょっと言われましたけれども、今のサテライトがあるところから、今度はもっと農地の方に近づくわけですね。今でも競輪のマークカード、出走表、スポーツ新聞等が農地に入っているのが見受けられるわけですよ。今よりサテライトが近づくことによって、農業に対しての迷惑が大分かかるのではないかなと私も思っておりますけれども、今後は耕作者と競輪の方でごみ対策について、同意書を交わして同意をとるべきだと私は考えておりますけど、そういうふうなところはどうか、その辺の審議内容をお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

私たちがそういう問題で長時間にわたって審議しました。また、現場にも行きまして、本当、隣に畑が3枚ぐらいあります。今のその駐車場自体にも何枚かそのマークシートとか競輪のごみですかね、それもございました。そこで執行部に対して尋ねましたら、今現在のところでは、従事員の方に最終的に今のサテライトのところの掃除をしていただいて、最後ごみをいっぱい持って帰る毎日というようなことでした。そこで、競輪課の方にしても、今後特に地元の方にも説明をし、協力をいただきながら実施していきたいということでした。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

地元とか近隣の農地の人と、やっぱり書面である程度の分を交わしていかないと、心配しんさっと思しますので、その辺の議論がございませんでしたでしょうか。どうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

その書面にとかいうことではなくて、やはり周辺部の方皆さんから同意というか、理解をしていただくように、執行部としては努力していくということでした。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

先ほどの説明、もう少し詳しく教えてください。なかなか競輪というのはわからないで、物産館とか、あるいはまた観光協会いろいろわからないところありますもんで、質問したいと思います。

まず、駐車場スペースは現在は23台分が50台とまると、約2倍になるとおっしゃられましたけれども、実際の面積はどうなるのか知りませんので、調べておられたらそれまであわせてお願いしたいと思います。

それから、今度、私たちが見て大きく変わるのが、今までサテライトが観光協会、つまり個人じゃなくてされていたのが、今回は物産館、物産館は個人でしょう、物産館でされるということになりますので、形がですよ、建物が。だから、つまり個人というたらおかしいかもしれないけれども、個人に変わっていくというこのやり方ですね、これ、非常に気になる場所なんですね。私から見てもですね。

これは前ですね、何十年前ですけど、宮島競艇が個人のとだったんですね、当時ですね。莫大な金を出して買いましたよね。その個人が余りよくない筋の人でしたので、当時3億円ですかね、昭和52年ぐらいですか、私、大学するとき いや、40何年ですね。そりゃもう好きな方、全部わかっただけですけどね。だから、なるだけこういう公営ギャンブルは、俗に官から民じゃなくて、民から官に行くというのが普通流れだろうと思っておりまして、聞きまされども、補助金がなくて、すべて投資すれば高額になると、こうおっしゃったんですけども、私の勘違いかもしれませんが、たしか建設費は15,000千円ぐらいと、こう言われたと思うんですね。移転費別にですね。移転費はこっちが払うんでしょう。だから、そうなれば家賃が200千円ぐらいですか。家賃200千円で、15,000千円の建物に200千円の家賃といえ、決して間尺に合わないことないと思うんですけども、それでもやっぱり建てない方がよかったのかということですね。そこら辺は詳しくわかっておられると思いますので、お伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

物産館の総面積というのは、私もちょっと聞いておりません。ただ、その物産館の一部の

面積は事務所兼売り場で114平米ですね。それと駐車場が四、五十台とめられることありますけれども、一応競輪場分としては23台ということでございます。そして、今回が50台と事務所兼発売口が106平米の建物です。

それと、何で物産館という民間にということでございますけれども、現在、武雄市でも宮崎、鹿児島などにサテライトをしていただき、売り上げの向上を図っているところでございますけれども、宮崎にしても鹿児島にしても、すべて民間から建物を借りての営業ということとなっておりますので、今回もそういうことになったということでございます。

以上です。よろしいでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

宮崎のサテライトは立派なものができとるですね。私も民間でやろうとされておられた方おられましたので、見に行ったんですね。確かにそれはいいところもあります。しかし、やっぱり、あその土地はもともと駐車場に借りてある土地なんですよ、地主さんとの契約がですよ。そこに、また今度別の形での建物ができる、つまり悪く言いますと、大きな権利が生まれていくんですね。利権というたらおかしいですけどね。だから、そこら辺は十二分に配慮しなければ、よくなっていくんだと、いい方はいいですけども、私はいつも悪い方考えますので、だからそれは、こういう状態になれば、あそこに建物建てて、また転売ができると、ほかの人がすると、だんだんそっちに変わっていてもいけないんですから、当初に今厳しく言っているわけですね。

意味わかるですかね。観光協会さんから今物産館でしょう。物産館がしていて、物産館さんの権利だったら、それ譲ることができるわけでしょう、ほかの人に。だから、そうやって市の手が届かないところに行くとかやないかと心配しているんですけども、そこら辺は、もし検討されていればお伺いしたいということですけど。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

その件については、移転とか、ほかにやるよというようなことをされないように、契約でしっかりと交わしていくという執行部の答弁でございました。

議長（杉原豊喜君）

21番吉原議員

21番（吉原武藤君）〔登壇〕

今の黒岩議員の関連のような質問でございますけれども、実はやはり地権者があって、借地人があって、そしてまた今回新たに武雄市が借りるようになるわけですね。要するに又貸

しのような感じになると思いますけれども、このようなことで、この移転に差し当たって、いわゆる物産館、観光協会、そして市ですね、そして地権者とかのいろいろな協議がどのようになされたのか、聞き及ぶところによりますと、観光協会というのは余り知らなかったというような話も聞きました。そのようなことで、どのようなそこら辺についての協議が審議対象になったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

ここで審議の際に部長答弁で11月20日と聞いて聞きました、私は聞きましたけれども、委員会の中でその観光協会、物産館、市とのこれまでの経緯については、そのときで終わっているものと思って意見も出なかったし、審議もしておりません。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほど建物を移転する場合は補助金が出ないと、でも、新設の場合と言われますけど、今の競輪場だって改修するときとかアプローチをつくるときには、そこから出ていますよね。なぜかそのサテライトに出ているというわけですよ。サテライトが移転拡張するときに補助金が出ないという理由は、はっきり向こうから言われたのかどうかを聞きたいと思います。

それと、建物の総額が幾らになって、先ほど言われるように、自分でそのまま補助金がなくても市がした方が、結局向こうも家賃を取って、そこで採算を取られるということだから、収益はあるわけですよね。あるかないかわからないですけど、あると思うんですよ。だから、その辺が武雄市がした方が、補助金なくても効率的じゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の話はどうだったか、お聞きします。

議長（杉原豊喜君）

山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

新たに別にどこか新設の場合は、補助金が出るそうです。今回の場合はサテライト武雄を移設ということで、出ないという答弁でございました。

〔発言取り消し〕

委員会では、そう

いう市の答弁に対して、異論は出ませんでした。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第157号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

〔20番「討論します。よかですか」〕

20番松尾議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

第157号議案に反対の立場で討論をしたいと思います。

反対理由、2点でございます。

まず1点は、この土地が又貸しの状態だということですね。武雄市も民間の方に土地を貸している分もあると思いますけれども、又貸しをしたらいかんというようなことも書いてあると思いますけれども、そういう状況で公の機関が、そういう又貸しとわかって借りるといふのは、これは本当に正当なものかということがあります。それが第1点でございます。

第2点は、ごみ対策が不十分ではないかというふうに思っております。今でもたくさんのごみが、離れているのに入っているのに、今後またごみが農地に入るのではないかということに危惧しております。そのことをやっぱり農地の人からもしっかりと同意書をもって、書面でちゃんとしておかななくては周りの農民の人は不安ではないかということだと思っておりますので、そういうふうなことはしないということでしたので、以上2点をもって反対いたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。7番古川議員

7番（古川盛義君）〔登壇〕

第157号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）、サテライト武雄の移転費用支出について、賛成の立場で討論をいたします。

サテライト武雄の現状を見ますと、非常に開催日数も多くなりまして、大混雑の状況でございます。現に駐車場で物損事故も発生しております。また、今後人身事故でも発生いたしますと、大問題になることが予想されます。そこで、一日も早い解決が望まれるところでございます。移転に際しまして諸問題、費用負担についても、十分協議を行ってきたとの報告もあり、引き続き周辺部対策も力を入れていただくことを申し入れもいたしました。

また、ファンの皆様からも、今回の移転に際し、歓迎の声も聞いております。このようなことから、本件に賛成するものであり、議員各位の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

第157号議案に対して、反対の立場で討論させていただきます。

サテライトが移転してよりよくなることについて、やぶさかではありません。いいんじゃないかなと。もっと広いところに行って、どうせやるなら大々的にやるべきじゃないかなというのと思っています。

それで、その点についてはいいんですけれども、やっぱり私が今回反対する理由は、住民の方にまず一つは迷惑施設なんですよね。これがサテライトをつくれ、つくれ、つくれ、つくれと今まで言って、独自につくり切らんで、向こうの宮崎とか鹿児島管理者にお願いしたのは、やはりそういう迷惑施設で調整が難しいからこそ、なかなかサテライトがどこでもできないんですよね。（「迷惑施設じゃないよ、何でそういうことを言うの」と呼ぶ者あり）見方によってはですね。だから、慎重にやっついていかんといかんと思うわけなんです。だから、そういうことで地元協力金なんかを払っているわけなんですよね。これが図書館の近くは何も地元協力金は払っていないんですよ。やっぱりそれなりに負担をかけるということで、地元協力金を払っているんですよ。そういう施設であって、完全に同じじゃなくて、ある程度迷惑はかかるんですよ、はっきり言って。

そこで、地元の人にお話をしてるかなと、私もあの辺も少しは近隣の地元だからですね、ちょっとその辺の人の気持ちというのを知るために、この間区長さんには伝えたということだったので、区長さんから伝わっているか、この何日間かのうちにちょっと何軒か近くを回ってみました。そしたら、いや、それはあそこ間違いないですか。向こうでしょうということ、これっぽっちもそういう話を聞いておられなかったんですよ。そしてまた、すぐ入り口の横に当たる付近の住居に訪ねて、御存じですかと言うたら、ああって暗い顔をされとったですね。

だから、つくるにしても、その辺をとりあえず説明してからこの予算が通らないと、いや、予算は通っていますよと、もう議会では承認されておりますよと、皆さんの意思がどうか知らんけども、議会も通って正式に認められた予算なんですと、向こうが地元の方が言われたときに、いやあ、私たちの代表の皆さんは何を考えるとるのかなというふうに思われるんじゃないかなというように思います。それが第1点です。

もう1点は、その又貸しの中で、その建物の補助金があるように、まず頑張らんばいかんということが1点です。そしてまた、その補助金がなくても私は自分でつくった方が割安に

なるというふうな感覚を持っていますので、安易に今この時点でこの予算を通すことについては私としては承服しかねるということで、反対の意見とします。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第157号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第157号議案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、議事の都合上、午後1時20分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 12時9分

再 開 13時20分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

日程第23．第158号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、産業経済常任委員長の報告を求めます。山崎産業経済常任委員長

産業経済常任委員長（山崎鉄好君）〔登壇〕

御報告いたします。

平成18年12月武雄市議会定例会において、本委員会に付託されました第158号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）でございます。

本件については、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

産業経済常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第158号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第158号議案は産業経済常任委員長の報告のとおり決することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第158号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24．第159号議案 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、福祉生活常任委員長の報告を求めます。末藤福祉生活常任委員長  
福祉生活常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

御報告いたします。

本委員会に付託を受けておりました第159号議案 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、原案どおり可決して差し支えないものと決定をいたしました。

議案の内容といたしましては、病院の医師数が減ったというようなことで、収入の減、また歳出も減になっておりますが、歳出の中で非常に支出を抑えるために委託料などを抑えていただき、非常に運営的に一生懸命努力をされております。今後、医師の確保等努めていただき、また経費削減にも今後とも努力をしていただきますよう求めまして、委員会では賛成という形になりました。

以上でございます。報告終わります。

議長（杉原豊喜君）

福祉生活常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第159号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第159号議案は福祉生活常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第159号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25．第160号議案 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長  
建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

御報告をいたします。

本定例会におきまして、本委員会に付託されました第160号議案 平成18年度武雄市水道

事業会計補正予算（第2回）でございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

今回の補正については異論とかはなかったものの、今後の料金統一と料金体系についてという議論で、基金とか水源、また余剰水等々をかんがみ、各武雄、山内、北方、その中で不公平さ、不平等さをなくすよう、料金体系を整えるべきだとの議論が交わされたところであります。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第160号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第160号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第160号議案は原案のとおり可決されました。

日程第26．第161号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

本案に関し、建設常任委員長の報告を求めます。樋渡建設常任委員長

建設常任委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

御報告いたします。

本定例会におきまして、本委員会に付託されました第161号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）についてでございますが、本事件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決して差し支えないものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

建設常任委員長に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第161号議案に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第161号議案は建設常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第161号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27．意第5号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書を議題といたします。

事務局に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

意第5号

#### 違法伐採問題への対応強化を求める意見書

地球温暖化が世界的規模で危惧される中、その防止対策における森林の果たす役割は極めて重要な位置づけとなっている。

森林は、森林資源の（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

朗読を省略いたします。

提出者からの趣旨の説明を求めます。7番古川議員

7番（古川盛義君）〔登壇〕

意第5号 違法伐採問題への対応強化を求める意見書について、趣旨説明をいたします。

海外の違法伐採により、発展途上地域の熱帯雨林を中心に、森林の減少が続いております。地球環境への影響はもとより、我が国は違法伐採をされた外材の輸入国でもあります。よって、違法伐採をされた木材は輸入しない、使わないというような強い姿勢での対応を武雄市議会として強く要望するものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第5号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

意第5号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。

意第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、意第5号は原案のとおり可決されました。

日程第28．意第6号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書を議題といたします。

事務局に朗読させます。緒方事務局長

緒方議会事務局長

#### 意第6号

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

我が国においては、日本国憲法のもと、すべての国民は基本的人権の享有を妨げられず、法の下に平等とされている。

しかしながら、ハンセン病回復者に対する宿泊拒否問題、犯罪被害者や（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

朗読を省略いたします。

提出者からの趣旨の説明を求めます。8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の趣旨説明を行います。

日本国憲法第11条において、すべての国民に基本的人権が保障されています。これに基づき、これまで人権に関する各般の施策は講じられてきましたが、今日においても生命、身体の安全にかかわる事象や社会的身分、人種、民俗、身上、性別、障害等による不当な差別、その他の人権侵害がなお存在しています。

また、最近では児童や高齢者等に対する虐待、インターネットを利用した差別表現など、さまざまな人権侵害が発生しています。こうした状況にかんがみ、国において人権侵害被害者の実効的な救済を図ることを内容とする法律を早急に制定されるよう要請するものであります。

なお、この文面につきましては、県などの分を参考にして作成いたしております。

御理解の上、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

二、三お伺いしたいと思うんですけど、まず、提案者の方で言われた憲法第11条の基本的  
人権、言論の自由、表現の自由、発言の自由、それと宗教門地差別してはならないという、  
いわば憲法が最大の規範ですよ。そのことでいろいろ教育も行われ、地域でのいろんな活  
動もやられてきている、もちろん人権差別だとか侵害だとかとんでもないことですよ。そ  
ういうことを前提にした上で提案されている人権侵害の救済に関する法律、これを早く制定  
せろという意見書ですけれども、これは陳情に來られた団体の意見を見ますと、国会で人権  
擁護法案、これが与野党一致ですり合わせながら、これが廃案になっていますね。何でそれ  
が廃案になったのかと、これが廃案になったから、人権侵害の救済に関する法律と。人権擁  
護と人権侵害の救済とは全然違いますよね。そこら辺をどういう論議されたのかと、何が問  
題で人権擁護法案が廃案になったのかと、それを不服として今度人権侵害の救済だと。擁護  
と救済とは違いますので、そこら辺はどういうふうに論議をされて提案されているのかです  
ね、そこをお伺いをしたい。

もう一つは、提案されている意見書見てみますと、いわゆるパリ原則でありますね。この  
パリ原則というのは、一言で言えば何字ですか、4文字ですけども、これは相当な内容が  
入っていると思うんですよ。そのパリ原則のどこを踏まえる必要があるのかですね、そこ、  
ぜひ提案者の方から説明をいただきたいと思います。意見書採択するとすれば、全体の認識、  
共有しなきゃいけませんからね、そういう点での答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

大変難しいところだと思っております。救済と侵害についてですね、どういうことかと。  
私たちの総務文教常任委員会の中でもいろいろ慎重審議、論議、詮議いたしました。でも、  
その中で今おっしゃるようないろんなことがある、いろんな違いがあるけれども、実際今現  
在、現場を見たときに、これだけたくさんいろんな人権侵害の問題がある、何とかしてそ  
れを救済していかなくてはならない、助けていかなくてはならない、やっぱり法というもの  
がなくてはならないんじゃないかと。その陰で総務文教の中でもいろんな意見が出ました。  
その廃案になった理由とか、廃案になったときにこんなことがあって、こがんことあったと  
いう、いろんなこともありました。けれども、いろいろあったけれども、今実際に起こっ  
ているみんなを救わなくてはならないということについては、だれもが感じているところだか  
ら、やっぱりこれは早急に制定していかなくてはならないだろうと。

それから、これはまだ条文自体もまだはっきり決まっておられませんので、そのときにはま  
たいろんな論議がされて決まっていくなんじゃないかなということで、私たちは賛成をいたし

ました。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それは委員会で具体的にどういうことが起こっているか、そういうことは十分論議されているだろうと思うんですけども、これは法案が出るということではいろいろ調べてみましたけれども、もともとこれは全解連、もともと全解連というのは解放同盟と一緒にやってきたんですけれども、水平社以来やってきたんだけど、60年代、方向が変わって来ましたからね、全解連できて、これも同和対策特別措置法、時限立法でずっと延長延長で来ましたけれども、京都、大阪、兵庫、奈良、中心的なところはほとんど終結宣言をやって、行政としての課題が残っているとすれば、それは一般財源でやっていくんだと、事業としても、というふうな方向変わってきていますね。

そこで、今どうなっているかということ、全国地域人権運動総連合、これ資料送ってもらって検討もしてみたわけですけども、人権擁護法案の中身が、廃案になった中身というのは、国民の言論、表現を抑制する内容になっているということから、それがまだまだ十分論議されていないわけですね。そこら辺を十分した上で、この人権の侵害の救済に関する、今提案者の中からは同和問題という言葉は出ていませんけれども、圧倒的に同和問題どう解決していくのかと、やっぱり同特法が時限立法なくなった以降の、これ永久的にやっっていこうというのが背景にある。これはいろんな新聞資料でも出ているところですね。そこら辺はどういう、具体的な侵害がいろんな場にあることは私も知っています。しかし、同和という非差別部落の問題を中心にした差別というのは、ほとんど今いわゆる国民融合の中で基本的には解決しつつあるというふうに認識して終結宣言やっているところが多いんですよ。まだ奈良事件だとか京都の事件だとかいろいろありますけど、そこら辺はどういうふうに審議されたのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

8番上野議員

8番（上野淑子君）〔登壇〕

そこまで深く論議、審議はしておりません。同和問題についてはまだ審議しておりません。論議もしておりません。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第6号は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

意第6号に対する討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書について、反対の討論を申し上げます。

御承知のように、いわゆる同和対策事業特別措置法が制定され、この33年間、事業費は全国で約16兆円もの事業費が投下され、部落住民の努力、あるいは民主勢力の取り組み、また行政、教育関係者初め国民各層の理解と協力で、多方面にわたる努力によって、今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決したものと考えております。この意見書は、特定団体の圧力に屈するものであり、安易な人権法案の制定はすべきでないと考えます。

よって、本意見書の採択について、反対の討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

意第6号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書について、賛成討論をさせていただきます。

ただいま提案者から趣旨の説明がありました。具体的な内容につきましては、ここに書いてあるように、いろんな今の日本の社会状況の中で生起しているさまざまな問題の中で、緊急に人権的に擁護すべき、あるいは救済すべき事柄がある、そのことについての法律を制定していただきたいという趣旨であります。

先ほど反対意見の中に同和対策特別措置法の話がされました。確かに同和対策についてはそのような流れということになっているということは、私も十分承知をしております。しかし、そのこととこの人権侵害の救済に関する法律制定を求めると、果たして完全にリンクするものなのだろうかというふうに思うものであります。

人権擁護法案が廃案になりました。そのときの中身、何が問題だったのかということで、国民の言論ということがありました。しかし、言論の自由、あるいは表現の自由、報道の自由という、そのことを考えていった場合に、果たして何によってその理念というのが生まれたのか、それは一言で言えば国家権力に対しての自由なんです。国家権力、いわゆる国家権力からの批判の自由であり、報道の自由である。したがって、基本的に述べられていること

について考えるならば、この問題は国家権力を含めて、人権侵害に対して、そのことに歯どめをかけていく、そういう法律だというふうに思うわけであります。

直接的にその同和問題だけでは、私は今の人権侵害の状況というのは語れないというふうに思います。ここにはハンセン病の問題でありますとか、あるいは犯罪被害者の問題等があります。昔、私が覚えておりますのは、サリン事件のときに首謀者がオウム真理教であるというのがまだわからなかったときに、松本でサリンを使った事件がありました。そのときに報道含めまして、ある特定の方をいかにも犯人のごとく報道し、世論を操作していったという、そういうことがあります。まさにそういうことも含めまして、人権の問題というのは大変重要かつ複雑な問題がありますけれども、そのことも含めて、報道側についてはその報道の倫理について大変深くその分については反省をされております。そういう面で、人権、大変重要であります。

これから世界における日本の位置づけというものについても、この点については大変重要なものであるというふうに思うわけでありますので、ぜひこの人権侵害の救済に関する法律を早期に制定をされることを心から願っておるものであります。そういうことで、本武雄市議会がその意見書を国、関係の大臣に送付をするというのは、大変意義のあるものだというふうに深く考えておりますので、どうぞ賛成をいただきますよう、要請をお願い申し上げます、賛成の討論とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。意第6号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、意第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました意第5号及び意第6号は、明記されています関係の方々に送付したいと思っております。その送付文案は議長に御一任願えればと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意第5号及び意第6号は、送付文案を起草の上、明記されております方々に送付させていただきます。

日程第29．閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から議長あて、それぞれ閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の事件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成18年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。長い間、お疲れさまでした。

閉 会 13時46分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

” 副議長 牟 田 勝 浩

” 議 員 山 口 昌 宏

” 議 員 平 野 邦 夫

” 議 員 高 木 佐一郎

会 議 録 調 製 者 緒 方 正 義